

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

太子町長 沖汐 守彦

市町村名 (市町村コード)	太子町 (28464)
地域名 (地域内農業集落名)	老原 (老原・福地)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月23日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域では、個人完結による農業を行っておりましたが、今後は高齢化により後継者不足が予測されることから、令和2年4月に老原営農組合を設立し、希望する農地を受託して集落営農組織の活動を始めた。当初は個人が所有していた各種農業機械を活用しながら大豆(0.4ha)の耕作から始め、令和4年4月に任意の組織であった老原営農組合を法人化し、株式会社老林の里ファームを立ち上げ、令和5年には、一般社団法人老林の里ファームに移行し地域の担い手の中心として位置付けた。
 また、補助事業制度の活用を図り、農業機械(トラクター等)を購入し施設整備を行い共同利用化を進め、令和6年度には、麦(4.2ha)大豆(3.0ha)・水稻(0.4ha)まで事業規模を拡大した。
 今後、益々農業者の高齢化(令和7年度平均年齢72歳)や後継者のいない農家が7割以上いることから、農地の委託を希望する農家が更に増えることが見込まれるため、さらに農地を集約化する必要がある。
 当該組織は、地域の担い手として集落の農地の受け皿として、各種作業の効率化・省力化を積極的に取り組み、継続的に地域の農地を有効利用し維持・管理し続けるための圃場整備や組織体制強化が急務である。
 また、農地の集約化後に地域の現役世代の若者を、就農意欲が湧きたつよう大切に見守り将来のために育成したい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

麦・大豆を主要作物として、生産物の品質向上に努めると共に、農作業の効率化・省力化に積極的に取り組む。
 また、圃場の地力増進に繋がるヘアリーベッチ・レンゲの栽培は継続する。
 さらに黒大豆・野菜等の高収益作物の面積の拡大を視野に入れた作付けを検討していく。
 未来に続く農業生産に向け、新たに幅広い顧客層確保に繋げるため、圃場整備を実施し、地域が一体となって農業を守っていく意識の向上・地域体制の構築を図る取り組みを進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

圃場整備の計画区域を基本とし、地域計画の範囲とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
当該地域は、農地面積の約80%が農振農用地であるため、圃場整備を実施し、地域の中心経営体である一般社団法人老林の里ファームに農用地の集積を図り、集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落の農地を農地中間管理機構を利用して、農業法人(一般社団法人老林の里ファーム)に集積化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
当地区は、不整形地・小面積の農地が多く点在しており、農地の改善を図る圃場整備事業が不可欠であり、将来において農業経営の安定化・作業の効率化・省力化を進めるには、圃場整備に向けた勉強会・研修会等を行い、地域内の意識改革を進める取り組みが必要であり、今後実現に向けて地域内で協議を進めていく。 現状の農道や水利施設等については、岩浦土地改良区や受益者等と連携し、地域全体として適期に補修対策を行うなど計画的な維持管理に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町及び県・JAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地の斡旋を支援する。 また、就農相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、兵庫西農業協同組合等が提供している農作業・農業機械・農業施設等の利用や委託を検討していく。 但し、一般社団法人老林の里ファームの効率化農業、省資源化農業に適合性を求めて合意形成を図っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②ヘアリーベッチ栽培等の取り組みによる土づくりと減肥料栽培を行い、農産物の有利販売に努める。
- ③自動操作システムによる労働力の省力化・効率化を図るため、スマート農機導入を検討していく。
- ⑦多面的機能直接支払交付金等、各種補助事業を活用し、畦畔の除草、水路の維持・補修を行う。
- ⑧中心となる担い手の安定、継続的な運営を進めて行くうえで、計画的に機械・施設の導入整備を進めていく。
- ⑩地球温暖化に伴う高収益野菜又米などの栽培に農水水産政策研究所と連携を図り、マイコ菌による水稲、大豆、小麦、野菜等の省資源に取り組む。